

第4次都城市男女共同参画計画 令和5年度実施状況報告書

第4次男女共同参画計画における令和5年度実施状況報告書について

都城市男女共同参画社会づくり条例第10条第1項の規定により、市は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施します。

令和5年4月に策定した第4次都城市男女共同参画計画（以下「第4次計画」という。）では、総合的かつ計画的に男女共同参画社会づくりを推進していくために、毎年度、男女共同参画社会づくりに向けた取組の進捗状況を管理し、次期計画へ反映していきます。

【第4次計画期間の重点課題・施策の方向・具体的施策・基準値・目標値】

第4次計画の「基本目標」、「重点課題」及び「施策の方向」を推進するために、具体的施策ごとに担当課の重要業績評価指標 KPI、基準値（令和4年度実績値）、目標値（令和9年度）等を記載しています。

【実施状況】

第4次計画の施策をより具体的に進捗管理していくために、各担当課は、重要業績評価指標 KPI 等の指標を基に、進捗状況を自己評価しています。評点の内容は以下のとおり。

【評点】 5：大いに推進された 4：やや推進された 3：どちらともいえない 2：やや後退した 1：大きく後退した

【外部評価】

都城市男女共同参画社会づくり審議会は、重要業績評価指標 KPI 等を指標とし、外部評価（評点は上記同様）を行いました。また、その結果は、都城市男女共同参画社会づくり条例第10条第4項の規定に基づき実施状況報告書としてホームページで公表することとしています。

I 男女共同参画社会に向けての意識づくり

1 男女共同参画の推進に向けた意識改革

(1)理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	5
市広報紙やホームページのほか、テレビやラジオ等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。	秘書広報課	男女共同参画及び女性に対する暴力をなくす運動に関する記事の広報紙への掲載回数 (特集記事、まちの話題、お知らせ記事など)	2回 (R3年度実績)	2回以上	2回	2回	5	・放課後児童クラブ、自治公民館、中学校などへの出前講座等や性の多様性に関する講演会など、すべての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画への啓発を進めることができていることがすばらしい。また、学校教育課では学校だより、学級通信等で保護者も共有できるのはよいことである。
「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等、人権尊重等に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	地域振興課	「男女共同参画週間」パネル展の開催	1回	1回	1回	1回	5	・男女共同参画週間は市民参加型とし、短冊を使って工夫されていた。
「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等、人権尊重等に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権啓発講演会参加者数	280人	500人	330人	443人	5	・講演会の参加者増は高く評価できる。
男女が相互に協力し、仕事、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。	地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	1回 (R3年度実績)	7回	7回	8回	5	
学校や家庭において様々な機会を通じて、児童生徒と保護者の人権を尊重する意識の醸成を図ります。	学校教育課	人権教育の実施学校数	54校	54校	54校	54校	5	

(2)男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
職場、学校、地域及び家庭などにおいて、慣習・慣行が男女共同参画の視点に立って見直しが進められるように広報・啓発に取り組み、相談体制の充実に努めます。	地域振興課	市民意識調査(ふれあいアンケート)「社会(政治や職場など)において、男女の地位は平等だと思いますか」に「平等」、「どちらかといえば平等」と回答した人の割合	26.6%	40.0%	31.9%	25.5%	3	・子供たちへの働きかけはとても大切 ・「弁当の日」は、性別役割分担意識が変わる良いアイデア。
男女共同参画の理解促進を図るために、テーマや年代に応じた講座を開催するなど、広報・啓発に取り組みます。	地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	1回 (R3年度実績)	7回	7回	8回	5	
教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すための意識改革を進めます。	学校教育課	憲法や教育基本法などに触れながら、男女の相互理解と協力の重要性に関する学習を実施した学校数	54校	54校	54校	54校	5	
社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。	地域振興課	市民意識調査(ふれあいアンケート)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	66.5%	70.0%	68.3%	73.0%	5	

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(3)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターンシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。	学校教育課	職場体験やインターンシップ体験活動などの実施学校数	54校	54校	54校	54校	5	・子どもたちへの教育の場として、学校と家庭が連携して、ジェンダーフリーについての学びの場を設けていく必要がある。 ・道徳教育において「性自認」「性的指向」の理解を求める教育は絵本等を一緒に読むのも効果的である。 ・低学年の子供達は、大人と比べてとても意識が変わってきて理解していると思う
男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの自己肯定力の育成・自己決定権について広報・啓発を推進します。	地域振興課	児童・生徒・若年層に向けた男女共同参画に関する講座の開催数	1回	2回	2回	4回	5	
学校において、メディアからの様々な情報を読み解く能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。	学校教育課	メディア・リテラシー向上教育の実施学校数	54校	54校	54校	54校	5	
共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域での生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	文書や啓発物送付等の情報発信対象校	54校	54校	54校	54校	5	
道徳教育において、互いの人格の尊重を基盤にしながら、個性を認め合い、共に友情を築き、成長しようとする態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	性別に基づく固定観念に捉われず、多様なあり方に理解を深める学習を実施した学校数	54校	54校	54校	54校	3	

(4)あらゆる分野における教育・学習機会の充実		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
出前講座を開催するなど、市民が身近な場所で男女共同参画について学習でき、対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。	地域振興課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	1回 (R3年度実績)	7回	7回	8回	5	・子ども達はSNSなどから性的な情報を得ることが多いのが現状。包括的性教育などを、もっと具体的にを行うことが必要。あまりにも未熟な性意識が盗撮などの被害増加につながっている現実があります。 ・出前講座・講演会を多く行っている。 ・都城市フィロソフィにはとても共感できます。 ・目標に向け努力されています。
生涯学習講座を通してエンパワーメントのための学習機会の情報を提供します。	生涯学習課	生涯学習ボランティア指導者の登録者数	167人	175人	169人	141人	3	
児童・生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるため、教職員の育成を推進します。	学校教育課	人権教育職員研修の実施	54校	54校	54校	54校	5	
男女共同参画を推進する研修を行い、職員の意識向上を図ります。	フィロソフィ推進課	男女共同参画、人権、ハラスメントの研修の実施数	3回	3回	3回	3回	5	

Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

3 仕事と生活の調和

(5)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	こども政策課	放課後児童クラブ事業の開設数	72箇所	76箇所	73箇所	73箇所	5	・認知症や介護に関する講座を多く実施されている。 ・市は子育てに対しての理解と支援が素晴らしい。
共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	こども政策課	児童館利用者数	52,331人 (R3年度実績)	52,000人	53,000人	56,139人	5	
子育て支援センターにおける子育てに資する支援事業、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など、多様な子育て支援・保育サービスの充実を促進します。	こども政策課	子育て支援センター利用者延べ人数	45,318件 (R3年度実績)	70,000人	66,000人	86,297人	5	
市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。	こども政策課	ファミリーサポートセンター利用件数	6,392件 (R3年度実績)	6,400件	6,700件	6,467件	3	
育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。	地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	7件 (R3年度実績)	14件	14件	17件	5	
認知症の方を介護されている家族が相互に交流を図ることで、日頃の介護の不安感、負担軽減ができ、仕事・生活と介護が両立できる環境整備に努めます。	いきいき長寿課	認知症介護支援プログラム「なごみ会」参加者人数(累計)	53人 (R3年度実績)	160人	100人	183人	5	
市職員の多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。	職員課	男性職員の出産補助休暇等取得率 (出産補助休暇等取得男性職員/制度が利用可能な男性職員)	100% (R3年度実績)	90%以上	90%以上	97.1%	5	

(6)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
少子・高齢化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにするため、仕事と家事・育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めます。	地域振興課	『男女共同参画センターだより』の発行	3回	3回	3回	3回	5	・制度的には市は先んじて、子育て支援が進んでいる自治体だと思う。一方でその受け皿となる事業所の人手不足が深刻である。 ・パパママ教室等目標の95組以上に達成できている。 ・啓発は回数も大切だが、効果が大切。
妊娠期から、妊娠・出産への男性の理解を深められるよう啓発を行うことで、出産後の育児・家事に対する男性の参画を促し、母親の子育てに関する孤立感の軽減を図り、女性が継続して働き続けられる環境や理解促進のための啓発を行います。	こども家庭課	産前産後サポート事業（パパママ教室・赤ちゃん広場）参加組数	95組 (R3年度実績)	95組	95組	134組	5	
仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回	2回	2回	2回	4	
市職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。	職員課	男性職員の育児休業取得率 (育児休業取得男性職員/制度が利用可能な男性職員)	17.5% (R3年度実績)	30.0%	25.0%	48.6%	5	

4 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

(7)政策・方針決定過程等への女性の参画拡大		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	3
市の審議会等委員について、政策・方針に多様な意見が反映されるよう、各課に啓発し、女性委員の登用を推進します。	地域振興課	市の審議会等における女性の割合	26.7%	40%以上	31.2%	27.4%	2	・政策決定に女性の参画は重要。特に、防災に関する視点では、女性目線での被災地対策など考慮すべきことが多い。 ・女性の意見が公正に聞かれる環境づくりも必要。 ・管理職に占める女性管理職の比率が目標以上。 ・今後も少しずつ増えてくるといいます。楽しみです。
政策・方針決定過程等への女性の参画を推進するとともに、政策・方針に男女共同参画の視点を反映するために「都城市男女共同参画人材バンク」の整備を進めます。	地域振興課	都城市男女共同参画人材バンクの登録者数	3人 (延べ3人)	2人 (延べ13人)	2人 (延べ5人)	2人 (延べ5人)	3	
女性経営者等の育成を支援するため、商工団体等と連携し、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	12回	12回	12回	12回	4	
企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回	2回	2回	2回	4	
市管理職への女性の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。	職員課	管理職(副課長級以上)に占める女性管理職の比率(消防局を除く)	20.4%	20%以上	22.3%	26.1%	5	

(8)男女の均等な雇用機会と待遇の確保及び多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
市職員採用試験の受験者については、性別にかかわらず均等な機会を与え、受験者の基本的な人権を尊重した公正な採用選考を行います。	職員課	一般行政職(技術員・消防吏員を除く)の受験者総数に占める女性割合	38.7% (R3年度実績)	50.0%	44.0%	38.3%	3	・子育て世代では、女性の再就職が「子どもが小さい」「妊娠中」を理由に、採用されにくい現実がある。 ・女性と男性の性差という視点は、雇用機会確保には欠かせない。生理・妊娠・不妊治療など、女性が抱える固有の問題もある。 ・受け入れる側への啓発がますます必要と考える。 ・創業支援は成果を出している。 ・企業への啓発活動は継続が大切。
企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回	2回	2回	2回	4	
労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回	2回	2回	2回	4	
創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。	商工政策課	創業支援計画に沿った経営指導等を受けた起業家数	16人	20人	16人	28人	5	
在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。	商工政策課	セミナーを受講した人のうち収入に繋がった女性の数	10人	15人	11人	11人	4	

(9) 農林畜産業・商工自営業等で働く女性のための支援		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。	農政課	「家族経営協定」の締結割合	33.7%	34.0%	36.0%	35.5%	3	・働く女性の生の声を積極的に聴取し、対応を検討していくことが求められている。 ・努力は高く評価できる。
農畜産業に携わる意欲的な女性団体の活動を推進します。	農政課	事業実施回数	3回	6回以上	5回以上	8回	4	
男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。	地域振興課	弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談開設回数	19回 (R3年度実績)	20回	19回	23回	5	

5 地域・防災における男女共同参画の推進

(10) 男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
ボランティア団体、NPO活動団体等への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流・協働の推進を図り、男女を問わず市民公益活動を支援します。	地域振興課	市民公益活動団体・講座研修会参加者数(団体向け)	108人 (H30年度時点)	120人	120人	11人	2	・地域こそ、生活の場であるからこそ、公民館活動などを通して、安心して生活できる場にしていく取組みが必要だと考える。
自治公民館、まちづくり協議会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。	地域振興課	まちづくり協議会の女性役員の割合(15地区)	14.5%	17.2%	16.0%	16.8%	5	
観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、地域の元氣や発想をこれまで以上に活用します。	みやこんじょPR課	ミートツーリズム推進委員会・合同部会メンバーの女性的人数	6人	8人	7人	7人	4	
環境分野においては、一人ひとりが生活・自然環境に配慮し、人と自然が調和した社会を築いていくために、男女を問わず地域や社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。	環境政策課	環境まつり実行委員の女性の割合	11.0%	50.0%	20.0%	22.2%	3	
多様性のあるまちづくりを、男女を問わず地域住民等が主体となり、進めていく取組を行います。	都市計画課	都城市都市計画マスタープラン推進委員会女性委員の数／委員総数	50.0%	40%以上	40%以上	50.0%	4	

(11) 防災における男女共同参画の推進		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	3
過去の大規模災害での課題を踏まえ、災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について女性や要配慮者に配慮した整備を進めます。	危機管理課	都城市防災会議委員に占める女性委員の割合	13.6%	30%以上	15.5%	13.3%	3	・防災において女性・SOGIの方など、マイノリティーの方への配慮は絶対に欠かせない視点。 ・災害時には女性目線での配慮が不可欠だが、女性委員の割合が低い。
災害時に避難所運営体制を早期構築し、円滑な避難所運営と要配慮者への対応・配慮を行うためのマニュアルを作成します。	危機管理課	避難所開設・運営マニュアルの見直し	1回	1回	1回	1回	4	
地域防災力の要である消防団の活動を活性化するために、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。	消防局総務課	女性消防団員における応急手当普及員割合	3人 (延べ3人)	4人 (延べ20人)	4人 (延べ7人)	0人 (延べ3人)	1	

6 国際理解及び多文化共生社会の創造

(12)男女共同参画社会づくりに関わる国際理解及び多文化共生社会の創造		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
国籍、文化、価値観などの異なる人々が相互に理解を深め、尊重しながら共に生きる多文化共生社会づくりを推進します。	地域振興課	日本語れんしゅう会等の外国人市民参加者数	278人 (R3年度実績)	875人	840人	990人	5	・日本語練習会参加者が増加 ・国際交流への意識が高い。
男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組について市民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。	地域振興課	国際交流員による国際理解講座参加者数	4,375人/年 (R3年度実績)	6,125人	6,075人	7,137人	5	

Ⅲ 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

7 すべての人の健康と自立への支援

(13)性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	3
妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」について、正しい知識の普及に努めます。	こども家庭課	妊娠週数11週以下の妊娠届出率	92.9% (R3年度実績)	92.5%	92.0%	94.05% (R6.2までの実績)	4	・包括的性教育について、学校現場は家庭としっかりと連携して推進していくことが必要。 ・全校において発達段階に応じて性教育に取り組んでいる。
安心して出産・子育てができるように、パパ・ママ教室の開催や不妊治療、妊婦の健康診査、訪問指導などの支援を行います。	こども家庭課	妊婦健康診査受診者数	延14,257人 (R3年度実績)	延14,000人	延13,292人	延12,932人	2	
性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の実施学校数	54校	54校	54校	54校	5	

(14)生涯にわたる健康支援		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	3
ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。	健康課	職域を対象とした健康教育を実施する	5回	10回	6回	7回	4	・国スポ(宮崎国スポ大会)が近づいていることもあって、県民、市民のスポーツへの意識は高まりを見せているように感じる。 ・パラリンピックなどでも取り入れられているニュースポーツ等、誰でもできるスポーツであり、老若男女が楽しめるものだと思う。 ・自殺の7割が男性が占めている現状の中、臨床心理士による「心の相談」の回数を12回行っている。
特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	特定健診受診率(対象者:40歳以上74歳未満の都城市国民健康保険加入者)	49.4% (R3年度実績)	60.0%	51.0%	44.8%(見込) 確定値は R6.10月頃判明	3	
女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。	健康課	・子宮がん検診受診率(対象者:20歳以上) ・乳がん検診受診率(対象者:40歳以上)	子宮がん:8% 乳がん:7% (R3年度実績)	子宮がん:13% 乳がん:15%	子宮がん:9% 乳がん:8.5%	子宮がん:8% 乳がん:7%	3	
高齢者が自主的に社会参加や健康づくりができるように、地域を基盤として生きがい作りや地域貢献活動を実施する組織である高齢者クラブの活動を支援します。	福祉課	高齢者クラブ会員数	3,242人	3,322人	3,250人	2,818人	3	
スポーツを通して、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。	スポーツ政策課	1週間に1回30分以上の運動実施率	43.9%	55.6% (R7)	48.0%	44.6%	2	
自殺者の約7割を男性が占めている現状を踏まえ、生涯を通じた心身の健康保持のため、関係機関との連携を図るとともに、誰もが相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努めます。	地域振興課	臨床心理士による「こころの相談」実施回数	9回 (R3年度実績)	10回	9回	12回	5	

(15) 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	3
ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子世帯の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。	こども政策課	相談件数	200件	200件	200件	388件	4	・人が幸せに生きるために、生活の基盤である住居の確保は欠かせない。低価で貸出可能な住居の確保または家賃補助などの積極的な支援を通して、安心して生活できる人が増えると考え。 ・母子父子家庭に対する就職相談、医療費助成制度など有効に行っている。障がい者雇用について就職を促進している。 ・母子の自立支援には職業訓練が大切。また、就職後にも不当に扱われないよう啓発すべき。 ・子育て世代家族の移住者が増え、子供も増えていますが、それによりメンタルサポートの必要な方も増えています。親子統合支援事業の予算などを用いてペアトレーニングを定期的に何回か行うなどできたらよいと思います。児相により専門的なエビデンスベーストなどを取り入れるのも選択肢かと思う。
ひとり親世帯の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。	こども政策課	母子及び父子家庭医療費助成受給資格者数	5,388人 (母子4,948人 父子440人)	—	—	4,421人 (母子4,116人 父子303人)	4	
就職に有利な資格の取得のために、養成訓練を受講するひとり親家庭の父母に対し、母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども政策課	母子家庭等高等職業訓練促進給付金申請者数	17件	17件	15件	20件	4	
ひとり親世帯に家庭生活支援員の派遣を行い、一時的な生活援助・保育サービス等を支援します。	こども政策課	家庭生活支援員派遣登録世帯数	129件(延べ) (R3年度実績)	135件 (延べ)	110件 (延べ)	142件 (延べ)	4	
ひとり親世帯が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、子育てに関わる相談体制の充実や延長保育などの特別保育サービスの支援を推進します。	保育課	ひとり親世帯の保育所等の入所者数	722件 (R3年度実績)	—	—	632件	3	
55歳以上の方を対象に、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会と連携し、就職訓練、就職支援相談及び就職促進に努めます。	商工政策課	講習や説明会等の情報の広報掲載	2件	7件	3件	5件	4	
高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。	いきいき長寿課	こけないからだづくり講座参加者人数(累計)	3,420人	4,223人	3,500人	3,223人	3	
障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。	障がい福祉課	圏域企業向けの障がい者雇用に関するリーフレットの配布企業数	20社	30社	30社	42社	5	
経済的に困窮しているひとり親世帯のため、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	保護課	被保護者の母子、父子世帯数	42件 (R3年度実績)	—	—	44件	4	
住宅に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯等に対して、市営住宅への入居要件を緩和します。	住宅施設課	入居支援実施件数	36件 (H30～R3年度 平均値)	—	—	25件	4	
関係各課・関係機関と連携し、困難を抱え、支援を必要とする相談者に対応した支援や情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。	地域振興課	関係各課・関係機関との連携件数	186件 (R3年度実績)	—	—	235件	5	
『生理の貧困』の問題に対し、女性と女兒の尊厳と健康を守り、経済的自立や抱える問題の解決に向けた取組を進めます。	地域振興課	生理用品の無償配布数・相談に繋がった件数	R4年9月より 無償配布開始	—	—	355件 (延べ)	5	

8 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

(16)あらゆる暴力(DV)の根絶に向けた教育・啓発の推進		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	学校教育課	若年者へのDV予防教育の実施学校数	54校	54校	54校	54校	5	・DV発生の未然防止のために、全校であらゆる暴力について正しい教育を行っている。女性に対する暴力やハラスメントの防止に向けた啓発を広報誌、出前講座、街頭運動等行っている。 ・広報11月号の当該記事の文言はわかりやすくて良い。
「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に限らず、暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。	地域振興課	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展の開催	1回	1回	1回	1回	5	
職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた事業所での取組の推進について啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発を推進します。	地域振興課	民間企業等への啓発活動件数	7件 (R3年度実績)	14件	14件	17件	5	

(17)安心して相談できる支援体制の充実・強化		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	5
被害者の状況や相談内容に応じた対応、配慮ができるように関係各課・関係機関との連絡会議等で連携体制の強化を図ります。また、被害者が相談しやすく、プライバシーに配慮した相談体制を整備します。	地域振興課	相談員の連携会議、研修・講座への派遣件数	10件 (R3年度実績)	10件	10件	14件	5	・相談者の必要な関係機関、女性相談所、児童相談所、警察等、要支援者に対して迅速、適切な支援を行っている。 ・関係機関との連携がとれていて高く評価できる。
相談者の必要に応じて関係各課・関係機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建に向けた適切な支援と情報提供を行います。	地域振興課	関係課・関係機関との連携件数	186件 (R3年度実績)	—	—	235件	5	
被害者の状況に対応した支援が迅速・適切に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援センター(さぼーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。	地域振興課	相談員の連携会議、研修・講座への派遣件数	10件 (R3年度実績)	10件	10件	14件	5	
男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、必要に応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談を設けるなどの支援を推進します。	地域振興課	弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談開設回数	19回 (R3年度実績)	20回	19回	23回	5	
相談者の様々な悩みやニーズに対応できるよう、相談員の研修を行い、被害者の支援体制を充実します。	地域振興課	相談員へのスーパービジョンの実施	3回 (R3年度実績)	3回	3回	3回	5	

(18)被害者の安全と安心の確保と生活再建への支援		第4次計画期間の基準値・目標値						審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値 R4年度時点	目標値 R9年度時点	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	自己評価	4
被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	地域振興課	関係課・関係機関との連携件数	186件 (R3年度実績)	—	—	235件	5	・相談者の必要な関係機関、女性相談所、児童相談所、警察等、要支援者に対して迅速、適切な支援を行っている。
被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	学校教育課	関係機関等と連携体制にある学校数	54校	54校	54校	54校	5	
被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	こども家庭課	新規相談件数	221件	—	—	445件	3	
被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	保育課	新規相談件数	8件	—	—	3件	3	
被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	障がい福祉課	虐待対応件数	12件	—	—	27件	5	
被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。	福祉課	養護者による高齢者虐待相談件数	34件	—	—	55件	4	
相談者の必要に応じて関係各課・関係機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建に向けた適切な支援と情報提供を行います。	地域振興課	関係課・関係機関との連携件数	186件 (R3年度実績)	—	—	235件	5	
被害者の状況に対応した支援が迅速・適切に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、性暴力被害者支援センター（さぼーとねっと宮崎）等の関係機関との緊密な連携を図ります。	地域振興課	相談員の連携会議、研修・講座への派遣件数	10件 (R3年度実績)	10件	10件	14件	5	
被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。	市民課	支援措置申出件数	90件	—	—	100件	3	
経済的に困窮し、不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	保護課	DV被害者申請件数	3件 (R3年度)	—	—	11件	4	
住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。	住宅施設課	DV等被害者からの相談件数	0件	—	—	5件	4	